

4. 相続人の順位

第1順位 **子**。子がいないときはその**代襲相続人**。

子が数人いるときは同順位で相続する。養子も実子と全く同じ。また法律上の夫婦でない者の間に生まれたものとすなわち非嫡出子も法律上の間に生まれた子と相続順位は同じ。

※養子は、縁組の日から養親の嫡出子としての身分を取得する。実親との血縁関係は切断されていないので、実親・養親の双方の相続権を取得する。

第2順位 **直系尊属**。

ただし、直系尊属の間では、親等の近い者が優先する。

従って、被相続人に父母がいれば祖父母は相続人になることはない。

第3順位 **兄弟姉妹**。

兄弟姉妹が数人いれば、全て同順位で相続する。

①**全血兄弟**～父母双方を同じくする兄弟姉妹のこと。

②**半血兄弟**～父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹のこと。

※②は、①に比べ相続分が少なくなるが、順位としては同じである。

配偶者(妻、夫) 相続廃除の審判を受けない限り常に相続人となる。

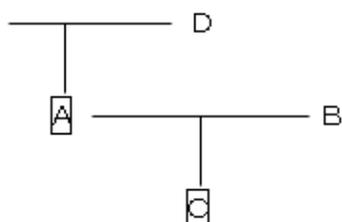
上記の、相続人と成るべき者があるときは、**その者と同順位**。

注意 ただし、内縁の配偶者は、いくら夫婦同然の共同生活を長く続けていたとしても、相手方配偶者からの相続権を受けられない。

以上の第1順位～第3順位は、もし第1順位の者が一人でもいれば第2順位、第3順位の者は相続人とはならない。また第1順位の者がいなければ、第2順位の者が相続し、第3順位の者に一切相続権はない、ということになる。そして、配偶者は、常に相続人となり、これらの者と常に同順位。

5. 同時死亡の推定

二人以上の者が死亡したが、その死亡が先なのか後なのか明らかでない場合、同時に死亡したものと推定される。このことを同時死亡の推定という。

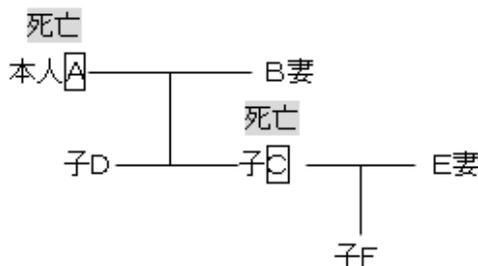


Aには妻Bと子Cがおり親Dも健在である。AとCは飛行機事故に遭って死亡した。

- ①Aが先に死亡した場合 ⇒ 相続人はBとCになる。
- ②Cが先に死亡した場合 ⇒ 相続人はAとBになる。

上の例でいけば最終的には、AもCも存在しないので相続分はBのみとなってしまう。これでは親であるDは配分されないことになってしまう。そこで、二人以上の者が死亡したが、その死亡の先後が明らかでない場合は、**同時に死亡したものと見なす**。そして、同時死亡が推定される場合は、互いに相続人となり得る者が死亡したときは、**それらの者の間では相続関係が発生しない**ということになる。よって、AとCは同時死亡であるので、AとCの間では、相続は発生しない。この場合、相続人はBDということになる。又、この推定は、同一事故に遭遇して死亡した場合にのみならず、それぞれ違った場所で事故に遭遇し、死亡の先後が明らかでないときもあてはまる。

問題 Aは飛行機事故で、Cは転落事故で、それぞれ死亡したが、その先後は不明である。Aの相続人となる者の組み合わせは？



解答 【正解：B、D、F】

解説 相続と言うものは、被相続人が死亡した時に、少なくとも相続人は生きていなければならない。だから、AとCとの間で同時死亡の推定が働くと、CはAの相続人ではないことになる。ただ、Cには子供F(Aからみると孫)がいるから、代襲相続がおこることになる。従って、Aの相続人はB・D・Fである。

※被相続人と同時に死亡した者は、相続することはできない。ただし代襲相続は発生する。

6. 相続の承認と放棄

相続人は自己のために相続があったことを知ったときから**3ヶ月以内**に家庭裁判所において相続の承認または放棄の申し出を述べなければ成らない。この3ヶ月を考慮期間と呼ぶ。その起算点は、相続開始から3ヶ月以内ではなく、相続開始を**知ってから**3ヶ月以内である点に注意！

そして、その3ヶ月期間内に①単純承認をするか！②限定承認するか！③放棄するか！を選択しなければならない。

そして、その期間内であってもいったんなされた承認、放棄は、原則として**取消す事は出来ない！**

ただし、詐欺、強迫、制限能力者による取消しは認められている。ただし、この場合においても、その取消しは**家庭裁判所に対して申述**する必要がある。なお、3ヶ月以内になにもしなければ単純承認をしたことになる。

1. 単純承認

無限に被相続人の権利と義務を承継する。(プラスの財産もマイナスの財産も、全部相続する方法でなんでもOK！)

- 重要** ①相続財産の全部又は一部を処分したり、相続財産を隠したり、消費していたり、財産目録に記載しなかったときは、相続人が限定承認又は放棄した後でも原則として、単純承認となる。
- ②熟慮期間内に限定承認や放棄をしなかった場合も単純承認と見なされる。

2. 限定承認

相続財産の限度でのみ、被相続人の債務及び遺贈義務を負担する。この場合、熟慮期間内に家庭裁判所に申述する必要がある。

- 重要** ①**限定承認は、相続する人全員で一緒に行わなければならない。**一人が単純承認すれば、もはや限定承認はできない。
- ②限定承認の期間は、複数の相続人のうち、最後に相続を知った相続人を規準として、そこから3ヶ月以内であることに注意！

問題 A及びBは限定承認をしたが、Bが相続財産を隠匿していたとき、相続債権者は相続財産をもって弁済をうけられなかった債権額の1/2についてBに請求できるか？

解答 【正解：請求できる】 限定承認した共同相続人が、相続財産を隠匿していた場合は、その相続人は単純承認とみなされる。この場合、相続債権者は、その相続人Bに対し、相続財産から弁済できなかった債権額について、Bの相続分(1/2)に応じた債権を行使することができる。Bの相続分は1/2なのでこの問題は正しい。

3. 放棄

プラスの財産もマイナスの財産も、全部いらぬという方法で、**相続放棄をした者は、はじめから相続人とならなかった者とみなされる**。よって、相続放棄をした相続人の子は、代襲相続は出来ない！ と、言うことになる。この場合においても、熟慮期間内に家庭裁判所に申述する必要がある。

重要 ①放棄は、各相続人は単独で出来る！

②放棄は、相続開始後でなければならない！ 相続開始前は駄目。

ポイント！

代襲相続の原因となるか？

- ①死亡 → ○
- ②欠格 → ○
- ③廃除 → ○
- ④**放棄** → ×

4. 相続人がいない場合

(1) 特別縁故者

原則は、国のものになる。しかし、死亡したものと一緒に暮らしていた内縁の夫または妻がいたときなどに、財産を国のものにするには適当ではない。そこで死亡した者と生計を同じくしていた者、治療看護につとめた者など**特別な縁故がある者**は、家庭裁判所に請求してその財産全部、一部を与えてもらえる事がある。

(2) 相続財産法人

相続人がいることが明らかでない場合、相続財産は法人となり、その管理は利害関係人の請求により家庭裁判所が選任した相続財産管理人が行う。

※被相続人に対して債権を有していた債権者は、相続財産管理人に対して請求して、弁済を受けることができる。

※請求するものが誰もいない場合は、相続財産管理人は最終的に相続財産を国に帰属する仕事を行う。

7. 相続分

相続分とは、相続人が全部の財産のいくら相続できるかを示す割合のことで、これには指定相続分と法定相続分とがある。

- 相続分
- ① **指定相続分** 被相続人は、遺言で共同相続人の相続分を指定できる。
 - ② **法定相続分** 遺産分けの指定がなされないときは、相続分は民法の規定に従うことになる。

1. 法定相続分

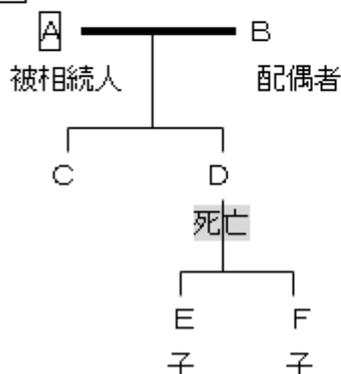
法定相続分は、被相続人の子、親、兄弟姉妹、配偶者によって異なる。

(1) 子と配偶者の場合

注目

- 「子」全員で → **1/2** 子が2以上の時は、1/2を均等に分ける。
 「配偶者」 → **1/2** 非嫡出子は嫡出子と同じ扱いになる。

具体例



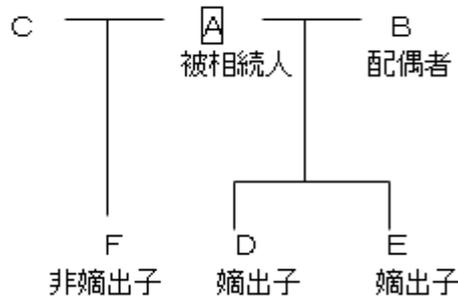
配偶者Bは、1/2。
 本来、CとDの合計が1/2だから
 Cは1/4、Dも1/4。
 しかし、Dが死亡しているため、E
 FがDの相続分1/4を代襲相続する
 ため、Eは1/8、Fも1/8。

(2) 嫡出子と非嫡出子の相続分の区別

- ① 嫡出子 ～ 婚姻した夫婦間の子
- ② 非嫡出子～ 婚姻によらない者との子

非嫡出子も嫡出子も被相続人の子である以上相続人であることには変わらない。従って、相続分も同じである。もし、嫡出子が一人もいない場合には、子としての相続分をそのまま相続できる。また、養子と実子とでは相続分に差はない。

具体例



配偶者Bは1/2となる為
DとEとFの合計は1/2と
なる。
F:D:E=1:1:1の割合
であるから、
Fは $1/2 \times 1/3 = 1/6$
DEも同じくそれぞれに
1/6となる。

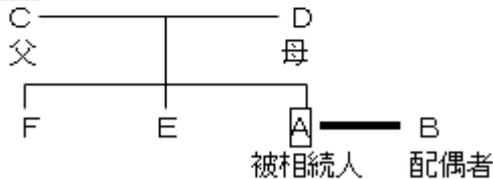
代襲相続人の相続分は？ ⇒ 被代襲者と同じ。

(3) 直系尊属と配偶者の場合

注目

「直系尊属」全員で → 1/3 親等異なる者間では、近い方が優先
「配偶者」 → 2/3 (父母がいれば、祖父母は相続人にみよせ
ない)。

具体例



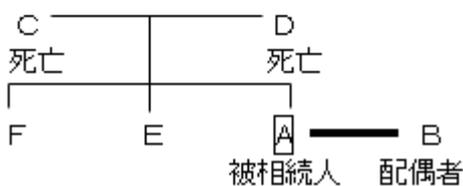
配偶者は2/3。
CとDの合計が1/3だから、
C、Dともそれぞれ1/6。
CまたはDが存在する限り、
E、Fは相続できません。

(4) 兄弟姉妹と配偶者の場合

覚える

「兄弟姉妹」全員で → 1/4 半血の兄弟姉妹は、全血の兄弟姉妹
「配偶者」 → 3/4 の1/2。
兄弟姉妹の代襲相続は一代限り。

具体例

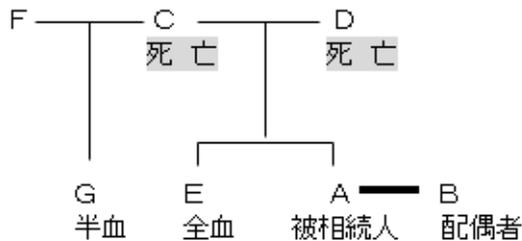


配偶者は3/4。
EとFの1/4の合計が1/4
だから、
E、F それぞれ1/8。

全血兄弟姉妹と半血兄弟姉妹の区別

兄弟姉妹の中に被相続人からみて父母を同じくする兄弟姉妹(全血兄弟姉妹)と父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹(半血兄弟姉妹)がいるときは、半血兄弟の相続分は**全血兄弟の半分**となる。

具体例



配偶者は3/4。
EとGの合計が1/4。Gは半血の兄弟姉妹であり、全血の兄弟姉妹の1/2となる為、G:E=1:2の割合で、1/4を分けることになる。
つまり、Gは $1/4 \times 1/3 = 1/12$
Eは $1/4 \times 2/3 = 1/6$ 。

2. 指定相続分

被相続人は、遺言で共同相続人の相続分を定める事が出来る。相続分の指定は、必ず遺言によらなければならない！被相続人が生前に、それ以外の方法で相続分の指定をすることは認められていない。それを許すと弊害をとまなうこともあり、遺言という方式でその意思を明確にしておくことが後日の紛争を防止することにもなる。

3. 特別受益者の相続分

共同相続人の中に、被相続人から生前に贈与を受け、また遺言によって遺贈を受けた者のように特別の利益を受けた者がいる場合には、そのことを遺産分配にあたって考慮しなければ不公平になってしまう。そこで民法は、相続人中に特別受益者がいる場合には、被相続人が相続開始のときに有していた財産価格に、その贈与の価格を加えた物を相続財産とみなして、これを相続分に従って分け、特別受益者はこの額から贈与および遺贈の額を差し引いたものを、その者の具体的相続分としている。

この場合加算される贈与は！

① 婚姻、養子縁組のため ② 生計の資本！

の2つに限られる。

具体例 Aが3000万円を残して死亡した。この場合の家族構成は以下の通りである。



ところが、生前にBが結婚資金としてAから300万円貰っていたとすると、上の配分では他の者と不公平になってしまう。

そこで、相続開始の時に有していた財産価格3,000万円に、その贈与価格300万円を加えたものを相続財産(3,300万円)とみなし、これを相続分に従って分け、特別受益者はこの額(1,100万円)この額から贈与及び遺贈の額(300万円)を差し引いたものを相続分とした。

$$3,300\text{万円} \begin{cases} \text{B(子)} & 1,100 - 300 = 800\text{万円} \\ \text{A(子)} & 1,100 - 0 = 1,100\text{万円} \quad \boxed{\text{相続分となる!}} \\ \text{C(子)} & 1,100 - 0 = 1,100\text{万円} \end{cases}$$

4. 相続人の寄与分

例えば、相続人である一人が長年にわたり親の家業を手伝ってきた場合のように、共同相続人の一人が相続財産の維持、増加に寄与貢献してきた場合に、そのことを遺産分割の際に考慮しないのは不公平である。

そこで民法は、共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供、または財産上の給付、あるいは被相続人の治療看護その他の方法により、被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした者がいる場合は、被相続人が相続開始のときに有した財産から共同相続人の協議で定めた寄与分を差し引いたものを相続財産とみなすことにし、それを相続分に従って分ける事にした。

そして、特別に寄与した相続人は、その相続分に寄与分を加えた額を相続分として受けることにしたのである(第904条2)。

具体例 Aが3,000万円残して死亡した場合



ところが生前にBは被相続人の治療看護につとめ、特別の寄与を行った。そこで共同相続人の協議の結果、Bに1,500万円の寄与分が認められた。そこで、被相続人が相続開始のときに有していた財産価格(3,000万円)に、その寄与分の価格(1,500万円)を差し引いたのを相続財産(1,500万円)とみなす。これを相続分に従って分け特別に寄与した相続人に寄与分(1,500万円)を加えた額(1,500万円)を相続分とした。

$$\boxed{\text{相続財産 } 3,000\text{万円} - 1,500\text{万円} = 1,500\text{万円}}$$

$$\text{B } 500\text{万円} + 1,500\text{万円} = 2,000\text{万円}$$

$$\text{C } 500\text{万円} + 0\text{円} = 500\text{万円}$$

$$\text{D } 500\text{万円} + 0\text{円} = 500\text{万円}$$

8. 遺産分割

1. 遺産分割

遺産分割とは、相続人が数人いるとき、相続財産は相続人全員の共有に属する(第898条)これを、各共同相続人は、その相続分に応じて具体的に分配することが遺産分割である。又、その相続分に応じて相続人の財産だけではなく、その他の権利義務を承継することになる。その遺産分割方法には次の3つがある。

(1) **指定分割**・・・被相続人が遺言で分割の方法を定める。遺言により分割が指定されれば、まずはそれに従うことになる。

※被相続人は遺言で相続開始の時から5年を超えない期間を定めて、遺産分割を禁止できる。

※遺言により相続分の指定がされていた場合でも、被相続人の債権者は、各相続人に対して、その法定相続分の割合に従って、相続債務の履行を請求できる。

(2) **協議分割**・・・遺言による指定がない場合は、分割は共同相続人が全員参加して協議して定める。

※すでに成立している遺産分割協議を、共同相続人全員の合意により解除し、改めて分割協議を成立させることもできる(判例)。

(3) **家庭裁判所の審判による分割**・・・共同相続人の協議が調わなかったとき又は行方不明の者がいて協議が出来ないときは、共同相続人一人で、あるいは共同して分割を家庭裁判所に請求することが出来る。

※分割につき、特に期限の定めはない。つまり、**遺産分割請求権は消滅時効にはかからない**。所有権が消滅時効にかからない。

ここがでた 親権者である父または母が未成年者である子と遺産分割協議を行う場合は利益相反行為となる故、このような場合は、親権者は子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければなりません。

2. 共有財産の分割

(1) 分割前でも譲渡OK!

遺産分割前は、相続財産は、相続人全員で共有財産となる。そして、各共有者は自分の持分を自由に譲渡できる。だから、各相続人は、遺産分割前でも自分の相続分(まだ具体的に何がもらえるか未定の**共有持分**)を第三者に**自由に譲渡**できる。他の共同相続人の同意は不要。

(2) 分割前の第三者への譲渡

不動産・動産を共同相続により承継した場合、法定相続分を超える部分については、登記等の対抗要件を備えていないと、第三者に対抗することができない。なお、法定相続分の範囲内の部分については、対抗要件が無くても第三者に対抗できる。

(3) 分割には全員の同意が必要！

各共同相続人は、原則としていつでも遺産の分割を請求できる。例外は、被相続人が遺言で、遺産分割禁止した場合である（禁止できるのは5年が限度）。
では、禁止が無い場合に誰かが分割請求をすると、遺産分割協議（誰が何をもらうかを具体的に決める話し合い）をすることになるが、これには**共同相続人全員の同意**が必要である。話し合いがまとまらなければ、**各共同相続人は、家庭裁判所に遺産分割を請求**出来る。

ポイント

相続分の譲渡	→	各自単独	でできる(他の同意不要)
遺産分割協議	→	全員の同意	が必要(まとまらなければ裁判)

相続人が処分行為等の制限に反してなした行為は無効になる。ただし、善意の第三者に対しては無効を主張できない(第1013条～)。

(4) 預貯金債権等の遺産分割

従来は『預貯金は、原則として被相続人の死亡により、相続人らに当然に分割されて、遺産分割の対象とはならない』とされていた。

しかし、『共同相続された普通預金、通常の貯金債権及び定期預貯金債権は、いずれも相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることなく、**遺産分割の対象となる**』と判決が変更になった。(判例)

(5) 遺産分割前に遺産財産が処分された場合の遺産の範囲(改正)

遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人全員の同意により、当該処分された財産を遺産分割の対象に含めることができることとされた(第906条の2)。

例えば父が亡くなり、兄弟の二人が相続人となり 2,000 万円を相続した。ところが 2,000 万円あったはずの父の預貯金から、父が亡くなった後に、密かに兄が 1,000 万円を引き出してしまったといった事例では、この引き出された 1,000 万円も遺産分割の対象とすることが出来るのかというと、今回の改正により全員の同意より処分された財産が分割時に遺産として存在するものとみなすことができるようになった。

この同意には、当該処分をした共同相続人である兄の同意は不要とされているので、弟ご自身の同意のみによって、引き出された1,000万円を遺産分割の対象に含めることが可能となった。

(6) 相続された預貯金債権の仮払い制度

相続された預貯金債権は遺産分割の対象になったので、原則として遺産分割が終了するまでの間は預金の払い戻しができなくなった。それでは相続人の当面の生活費や葬式費用の支払いなどの不都合が生じるので、『相続開始時の預貯金債権額×1/3×その法定相続分』については、**単独で権利を行使することが出来る(ただし150万円が限度)**ようになった。

(7) 自己の相続分の金銭債権が自己以外の者により保管していた場合

相続人は、遺産分割の間は、相続開始時に存した金銭を相続財産として保管している他の相続人に対して、**自己の相続分に相当する金銭の支払いを求める事はできない(判例)**。

(8) 不動産から生じる賃料債権

相続開始から遺産分割までの間に、遺産である不動産から生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産なので、各共同相続人がその相続分に応じて**分割単独債権**として確定的に取得する(判例)。

(9) 分割の遡及効 (第908条)

遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生じる。ただし、第三者の権利を害することができない。

(10) 相続開始後の被認知者の分割請求 (第910条)

相続の開始後認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人がすでに分割その他の処分をしたときは、**価格のみによる支払いの請求権を有する**。

(11) 相続回復請求権の時効消滅 (第884条)

相続回復の請求権は、相続人またはその法定代理人が相続を侵害された事実を知った時から5年間行使しないとき又は相続開始の時から20年経過したときは、**時効によって消滅する**。

事例 例えば、戸籍上は相続人でない兄弟姉妹が、被相続人の子供であるとして相続上の権利を主張した場合に、他の共同相続人が相続回復請求権は時効により消滅した旨を主張反論できる。

9. 配偶者居住権

配偶者の一方が死亡した場合に、残された配偶者の従来の居住環境を守るために配偶者居住権及び配偶者短期居住権が認められている。

(1) 配偶者居住権(長期居住権)

被相続人の配偶者は、被相続人の財産に属した建物の相続開始時居住していた場合、その要件が次のいずれかに該当していれば、居住建物の全部について無償で使用収益をする権利を取得する(配偶者居住権)。

- ① 遺産分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。
- ② 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。
- ③ 配偶者居住権の死因贈与契約があったとき。

[主な内容]

存続期間	原則 配偶者の終身
	例外 遺産分割協議、遺言等に別段の定めがあった場合
登記等	居住建物の所有者は、配偶者に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う。
使用収益の注意義務 ・費用負担・譲渡禁止等	配偶者は、従前の用法に従い、善感注意義務がある。
	配偶者は居住建物の通常必要費を負担する。
	配偶者は配偶者居住権を譲渡することはできない。
	配偶者は、所有者の承諾を得なければ、改築・増築・第三者に使用収益をさせることはできない。
修繕等	配偶者は、使用収益に必要な修繕をすることができる。
	居住建物の修繕が必要である場合は、配偶者が相当の期間内に必要な修繕をしないときは、所有者は、その修繕をすることができる。

[その他の事項]

- ① 配偶者居住権は、配偶者自身を保護するための制度であるから、**譲渡することはできない**。また、これを第三者に対抗するために**登記**することもできる。
- ② 被相続人が相続開始時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合は、配偶者居住権は生じない。

- ③居住建物が配偶者の財産に属することとなった場合でも、他の者がその共有持ち分を有するとき、配偶者居住権は消滅しない。
- ④内縁の配偶者には配偶者居住権は成立しない。
- ⑤配偶者居住権を取得した時は、次に述べる配偶者短期居住権は消滅する。

(2)配偶者短期居住権

配偶者は、被相続人の財産である建物に相続開始の時に無償で居住していた場合には、一定期間その住宅に無償で住み続けることができる。

配偶者短期居住権は、相続開始により当然に発生する。長期居住権のように遺言等で定めておく必要はない。配偶者短期居住権は、原則として遺産分割により**居住建物の帰属が確定した日**、または**相続開始ときから6か月**を経過する日のいずれか**遅い日**まで存続する。配偶者短期居住権は、長期居住権と同じく譲渡することはできないが長期居住権と異なり登記はすることはできない。

[主な内容]

使用	配偶者は従前の用法に従い、善感注意義務がある。
	配偶者は居住建物取得者の承諾を得なければ、第三者に使用させる事はできない。
	配偶者が、これらの規定に違反したときは、居住建物取得者は配偶者に対する意思表示によって配偶者短期居住権を消滅させることができる。
返還等	配偶者は配偶者短期居住権が消滅したときは、建物の返還をしなければならない。
	ただし、配偶者が共有持分を有する場合は、居住建物取得者は、配偶者短期居住権が消滅したことを理由に返還を求めることはできない。

10. 遺言

自分の死後、遺産をどれだけ与えるかを書残しておくのが遺言である。遺言で遺産を受け人を受遺者という。そして遺言は民法で定められた通りに行われないと無効になる。(要式行為)その要式は大別すると普通方式、特別方式の2つに分かれる。試験に出るのは普通方式の方が出題される。

1. 遺言能力

遺言をなしうるものは誰か？

遺言は、下記に示す要件を満たせば制限能力者でもできる。そして、まだ生まれもない胎児に遺産を与える旨の遺言も有効だ。

(1)行為無能力者も遺言ができる。

行為能力者	要件
未成年者	満 15歳 になると遺言ができる。 法定代理人の同意不要
成年被後見人	判断力を回復している間なら、 医師2人以上 の立会いがあれば遺言できる。 後見人の同意不要。
被保佐人	自由にできる。 保佐人の同意不要。

(2)胎児に遺産をあたえるむねの遺言も⇒有効！

(3)遺言も死因贈与も⇒いつでも自由に取り消すことができる。(取消権を放棄できない)

用語 死因贈与

自分が死んだら、これをあげるよと、約束しておくことで、本来は当事者の契約によるものであるが遺言と同じ扱いをうける。

※死因贈与もいつでも自由に取消すことができる。取消権を放棄できない！

2. 遺言の方式

[普通方式]

(1)自筆証書遺言

遺言者が遺言の**全文、日付、氏名**、を自分で書き印を押して作成。

改正 自筆証書にこれと一体のものとして**相続財産の全部又は一部の目録**を添付する場合には、その目録については、自書することを要しないという規定が新設された。ただし、この場合において、遺言者は、その目録の一枚、一枚に署名し、印を押さなければならない。したがってパソコン等の作成が可能となった。

(2)公正証書遺言

証人二人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を『**口授**』し、公証人がその口授を筆記し、これを遺言者および証人に『読み聞かせる』方法を取り遺言者が『筆記の正確なことを承認』することになっている。

旧法では『口授』『読み聞かせる』『筆記の正確なことを承認』、この3つ要件を満たす必要がある。だが、視覚障害者、言語機能障害者、聴覚機能障害者などは公正証書遺言書を行うには不可能であった。

そこで、改正により、これらの者に対する配慮から下記の方法でも公正証書遺言を作成することができるようになった。

改正内容

- ①遺言者が言語機能障害者の場合は、『口授』に代えて『手話による口述』または自書により遺言の趣旨を公証人に伝える。
 - ②遺言者また証人が聴覚機能障害者の場合は、公証人は、『読み聞かせ』に代えて『手話』または『閲覧』により、筆記した内容の正確性について確認する。
- 以上、が追加された。これにより障害者にもできるようになった。

(3)秘密証書遺言

封印した遺言書を公証人に提出し、公証人、遺言者、証人二人以上が封書に署名、捺印をする。また、自筆証書と違い内容は自筆でなくパソコンなどでプリントした遺言として残すことも可能である。

注意1 無能力者、推定相続人、推定相続人の配偶者並びに直系血族、又は公証人の配偶者、4親等内の親族などは証人または立会人にはなれない。なお、証人の資格がない人を証人に立てると遺言が無効になる。

注意2 遺言は単独行為であり、代理は許されない。

注意3 共同遺言の禁止。遺言は、必ず一人が1つの証書でしなければならず、二人以上の者が同一の証書で遺言をしても無効である(第975条)。

[特別方式]

特別方式は、死亡が迫った者や伝染病で隔離された者、船舶遭難者など、普通方式で遺言をすることが出来ない特殊な場合の方式である。

3. 遺言の撤回

(1)遺言の撤回

遺言は、人の最終意思を尊重しようという制度であるから、一度有効な遺言書を作成した後でも、いつでも変更したり無かった事にすることが出来なければ困る。そこで民法は、いつでも遺言の方式に従って、遺言の全部または一部を撤回できることとしている(第1024条)。

また、遺言の撤回は、前の遺言と同一の方式でなくてもよく、たとえば前にした秘密証書遺言を自筆証書遺言で撤回することもできる。

(2)法定撤回(第1023条)

遺言者に次の行為があれば撤回の意思の有無を問わず撤回したとみなされる。

- ①その後、前の遺言と抵触する内容の遺言をした場合！

↓

抵触する部分については前の遺言を撤回したものとみなす！

②遺言者が遺言でおこなった処分に抵触する**生前処分等**を行った場合！

↓

抵触部分について撤回したものとみなす！

③遺言者が遺言書を**故意**に破棄したときは！

↓

破棄した部分について遺言を撤回したものとみなす！

問題 Aが自己所有の土地をBに与える旨の遺言書を作成し、その遺言書にこれが最後の遺言であり、これを取り消す事はない旨が明記されていたとしても、Aが後日その土地をCに贈与した場合、先の遺言は取り消されたものとみなされる。

土地 A 本人 → B 遺言 → C 贈与

解答 【正解：正しい】

解説 遺言は、いつでも自由に取り消す事ができる。又遺言者自身も遺言取消権を放棄できない。放棄してもその放棄は無効である。遺言者の最終的な意思をあくまでも尊重するためである。遺言と矛盾する処分(Bへの遺言とCへの贈与は両立しない)がなされた場合には、前の遺言は後の処分によって取り消されたことになる。

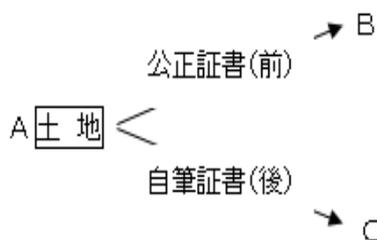
(3)効力は同じ

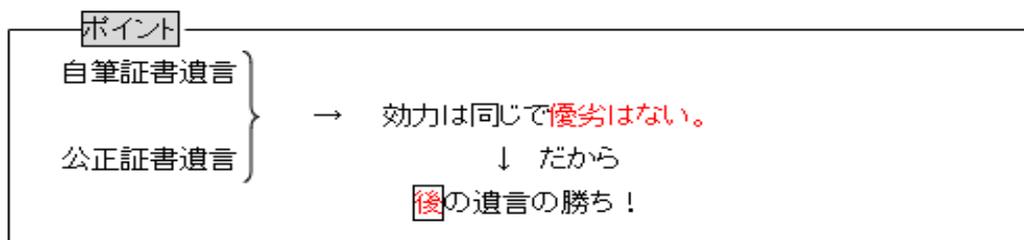
遺言書は、自分で作成することもできるが(それが自筆証書遺言)、公証人役場という所で公証人というプロに作ってもらうこともできる(それが公正証書遺言)。

プロが作ったからえらいという

ことはなく、どちらも効力は同じである。だから、Aが自分の土地をBに遺贈(遺言で遺産を与え
ること)すると公正証書で遺言した
後で、同じ土地をCに遺贈す

ると自筆証書で遺言したら、後の遺言で前の遺言が取消されたものとみなされ、後の遺言だけが有効となる。





(4) 自筆証書遺言と公正証書遺言の違い

①証人

いつでもどこでも自分一人で勝手に作れるのが自筆証書遺言の便利な所である。だから、証人など不要。これに対して、公正証書遺言の方は、二人以上の証人が必要である。なお、この証人の資格であるが、以前にも触れたが①未成年者と②相続人や受遺者本人やその近親者(利害関係が有って信用できない)は証人になれない。

②検認

遺言者の死後、家庭裁判所が遺言書の存在を確認する手続きの事。遺言書の偽造を防ぐための手続きの事。

	効力	証人	検認
自筆証書遺言	同じ、基本どれも違いはない	不要	必要
秘密証書遺言		二人以上必要で近親者などはダメ	
公正証書遺言			不要

4. 遺言の執行

(1) 遺言書の検認(第1004条)

遺言書の保管者は、公正証書遺言を除き、相続の開始を知った後、遅滞なくこれを家庭裁判所に提出して、その検認の請求しなければならない。検認は、偽造等を防ぐために遺言の執行前に、遺言書の形式その他の状態を調査・確認するものであり、検認手続きを経ないからといって、遺言が無効になるわけではない。

(2) 遺言執行者の指定(第1006条)

遺言者は、遺言で一人又は数人の遺言執行者を指定し、又はその指定を第三者に委託することができる。

ここがでた 遺言により遺言執行者が指定されている場合、相続人は相続財産の処分、その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることが出来ない。

5. 遺贈

(1) 特定遺贈と包括遺贈

① 特定遺贈

特定遺贈とは、個々の財産を特定して遺贈する方法である。包括遺贈とは異なり、受遺者（遺贈を受けた者）は遺贈されたものだけ取得し、被相続人がどんなに多くの負債を抱えていたとしても負担する義務はない。

② 包括遺贈

個々の財産を特定しないで、割合で遺贈する方法で、受遺者は積極財産のみならず消極財産も承継する。例えば財産の5分の1を遺贈するというように、包括的割合を示して財産を取得させる方法。

(2) 遺贈の場合、効力はいつ発生するのか？

一般の遺言と同様、遺言者の死亡と同時に遺贈の効力が発生し、遺贈の目的物の権利は、受遺者に法律上移転する。

ただし、遺贈によって不動産を取得した場合には、相続の場合と違って、所有権移転登記をしないと第三者に対抗できない（この点が相続と違うところ）。

<遺贈の登記>

遺贈の登記は、受贈者が登記権利者となり、遺言執行者 または相続人を遺贈義務者として共同で登記申請を行うことになる。

<遺留分侵害額請求>

遺留分権利者から遺留分侵害額請求を受けると、侵害した部分については財産を返還しなければならない。また、受遺者が、相続人と同じ「相続欠格事由」に該当する行為を行ったときには、遺贈を受けることはできなくなる。

＜特定遺贈と包括遺贈の違いのまとめ＞

	特定遺贈	包括遺贈
内容	「〇〇の土地」というように財産を特定して遺贈する方法	「財産の2分の1」を遺贈するというように財産を特定しないで遺贈する方法
受遺者の権利義務	①債務については承継しない ②遺産分割協議に参加しない	受遺者は相続人と同じ権利義務を持つ ①相続財産の割合に応じて債務を負担する ②相続人と同じ資格で遺産分割協議に参加する
遺贈の放棄	遺贈義務者(相続人等)に対しいつでも放棄の意思表示をすることができる	自分のために遺贈があったことを知ったときから3カ月以内に遺贈の放棄または限定承認をすることができる(家庭裁判所に手続きを行う)

＜遺贈のパターン＞

1. 相続人に対する遺贈	特定の相続人に、特定の財産を承継させたいときに遺贈する。相続人に対する遺贈は特別受益になる。
2. 相続人ではない人に対する遺贈	相続権の無い人(子の嫁、友人など)に財産を譲りたい時に遺贈する。

遺言で、特定の遺産を特定の者に引き継がせるには、「相続させる」方法と「遺贈する」方法がある。

「相続させる」という遺言

特定の遺産を、特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言があった場合、原則、遺産分割方法の指定とされるので、相続開始と同時に遺産分割を要せず、当然その財産を取得するものとされている。(相続財産が不動産の場合、遺贈を受けた者は単独で所有権移転登記をすることができます)ただし、「相続させる」相手は、**法定相続人に限られ、相続人以外の者に「相続させる」旨、遺言することはできない。**

「遺贈する」という遺言

遺贈とは、遺言で、財産の全部または一部を、相続人又は相続人以外の人に無償で贈与(譲渡)することをいい、遺贈の効力は、遺言者が死亡した時に発生し、所有権移転の効果が生ずるとされている。ただし、遺贈の効果を、第三者に主張するためには、**所有権移転登記等の対抗要件が必要となるので注意が必要である。**遺言で**法定相続人以外の者に財産を取得させるには、遺言書を作成して、「遺贈」する方法しかない。**また、遺贈する場合には、他の相続人の「遺留分」に配慮することを忘れてはいけない。

遺留分権利者から減殺請求を受けると、侵害した部分については財産を返還しなければならぬ。また、**受遺者が、相続人と同じ「相続欠格事由」に該当する行為を行ったときには、遺贈を受けることはできなくなる。**

6. 受遺者の死亡と放棄

①遺贈は、遺言者の死亡より前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない。しかも、相続とは異なり受遺者の子が代襲相続することはできない。また、同時死亡した場合も遺贈はその効力を生じない。

停止条件つきにした遺贈であっても、条件成就前に受遺者が死亡していたときには、遺贈の効力は発生しない。

②受遺者が遺贈を放棄した場合、受遺者が受けるべきであったものは、相続人に帰属する。ただし、遺言に別段の意思表示があるときは、その意思に従う。(995条)

一旦、遺贈を放棄すると、その放棄を取消せない。遺贈の承認も一度承認すると、その承認を取消せない。

